



2019 HMYC クラブレース

主催：葉山マリーナヨットクラブ

Ver. 2.0
2018. 12. 31

帆走指示書

1 規則

本レガッタは以下の規則を適用する。

- * セーリング競技規則
- * HMYC Handicap System
- * 外洋特別規定 2018-2019 付則 B インショアレース用特別規定及び「OSR 国内規定」
- * HMYC コースタルレース安全規定（小網代浮標回航レース、烏帽子岩回航レース、熱海レースに適用）
- * レース公示
- * 帆走指示書

尚、公示と帆走指示書の間に矛盾が生じた場合は帆走指示書を優先させる。

2 競技者への通告

競技者への通告は、レース当日8：45より、葉山マリーナイエローハウス2Fに設けられた公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更はレース当日、09：00までに公式掲示板に掲示する。
- 3.2 海上での変更は、本部艇にL旗を掲げ口頭で行う。（RRS 90.2(C)の適用）

4 陸上で発する信号

レース運営に関する信号は陸上では発しない。

5 レース

- 5.1 日程は別に定める『2019年HMYCクラブレース日程』の通り。
- 5.2 本レースは年間20回(21日)の夫々単独のレースであり、年間のシリーズレースでもある。
- 5.3 風上 / 風下回航レースの1日当たりのレース数は最大2とする。但しレース数はレース委員長の裁量に委ねられる。
- 5.4 風上 / 風下マーク回航レース以外は、1日当たりのレース数を1とする。



- 5.5 各レース日の予告信号の予定時刻は10:25である。但し、ニューイヤーズレガッタ、熱海レース、サンセットレガッタは別途指示する。
- 5.6 レースは13:30以降スタートしない。
- 6 クラス旗（レース旗）
本レースに参加する艇はレース中、葉山マリーナヨットクラブレース旗(ピンク)を掲揚していなければならない。
- 7 レースエリア
風上 / 風下マーク回航レースは、葉山マリーナ沖、又は長者ヶ崎沖をレースエリアとする。その他のレースは、相模湾をレースエリアとする。
- 8 コース
帆走するコースは次のとおりである。
 - 8.1 風上 / 風下マーク回航レースのコースは、添付1のとおり2通りである。
 - 8.2 烏帽子岩回航レースは、葉山沖スタート → 烏帽子岩（時計回りで回航）→ 葉山沖フィニッシュとする。
 - 8.3 網代崎安全浮標識（小網代浮標）回航レースは、葉山沖スタート → 小網代浮標（反時計回りで回航）→ 葉山沖フィニッシュとする。但し、森戸海岸沖の名島水道、佐島沖の亀城灯台の陸側（東側）を航行してはならない。
 - 8.4 熱海レースは、往路は葉山沖スタート → 熱海沖フィニッシュ、復路は熱海沖スタート → 葉山沖フィニッシュとする。
- 9 マーク
マークは黄色の円筒形ブイを使用する。
- 10 障害物
魚網及び、釣りをしている手漕ぎボートの半径10メートル以内に近づいてはならない。その範囲内は障害物である。
- 11 スタート
 - 11.1 スタート・ラインはスターボードの端にあるHMYC旗を掲揚した本部艇のマストと、ポートの端にあるスタート・マークのコース側との間とする。
 - 11.2 スタート信号後10分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』（DNS）と記録される。（RRS A4の変更）



12 コースの次のレグの変更

風上 / 風下マーク回航レースにおいて、コースの次のレグは変更しない。

13 フィニッシュ

13.1 フィニッシュ・ラインは、HMYC旗を掲揚している本部艇のマストと、フィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13.2 艇がフィニッシュした時にレース委員会がない場合には、その艇はフィニッシュ時刻および近くの艇との関連順位を、最初の適当な機会にレース委員会に報告することが望ましい。

14 ペナルティー

14.1 RRS 2 章『艇が出会った場合』の規則を除いた軽微な規則違反に対して、プロテスト委員会は、失格に替わる罰則として、その裁量で 0~20%の順位ペナルティーを科すことができる。

14.2 熱海レースに限り、OCS 艇に対しては 5%のタイムペナルティーを科する。

14.3 乗員及び艇の安全に関わる事態が生じた場合にはエンジンの使用を認める。
(RRS42.3(i)の適用) この場合、当該艇はフィニッシュ後、できるだけ速やかにレース委員会に、書面で、エンジンを使用した理由、日時、場所、使用した時間を報告しなければならない。

15 タイムリミット

15.1 烏帽子岩回航レース、小網代浮標回航レースのタイムリミットは15:00 とする。

15.2 風上 / 風下マーク回航レースに限り、先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、40分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』(DNF)と記録される。(RRS 35、A4、A5 の変更)

16 抗議と救済要求

16.1 抗議書は葉山マリーナイエローハウス 2Fに設けられたレース本部で入手できる。
抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース本部に提出しなければならない。

16.2 抗議の意思がある艇は、当該レースのフィニッシュ時に、本部艇にその旨を伝えなければならない。(RRS 61.1の変更)

16.3 抗議締切時刻は、当該艇のフィニッシュ時刻の 1 時間後とする。(RRS 61.3の変更)

17 成績の算出

17.1 成績算出は、Time - On - Time 方式を採用する。



- 17.2 HMYC Handicap System を使い、各艇の所要時間 (ET) から修正時間 (CT) を算出し、修正時間の少ないものを上位とする。
修正時間 (CT) = 所用秒 (ET) × レーティング (TCF)
- 17.3 修正時間が同一の場合は、レーティングの小さい艇を上位とする。
- 17.4 2 レースの合計得点が同一の場合は、レーティングの小さい艇をその日の総合順位の上位とする。
- 17.5 2 レースの合計得点が同一で、且つレーティングも同一の場合は、第2レースの上位艇をその日の総合順位の上位とする。
- 17.6 前項までもタイが解けない場合は RRS に従う。
- 17.7 暫定のレーティングを付与された初参加艇がその日の総合順位の1位となった場合は、その順位を2位に繰り下げ、2位の艇を1位に繰り上げる。

18 年間のシリーズレースの得点

- 18.1 HMYC 会員艇には、クリスマスレガッタ (12 月開催レース) を除く当該レース日毎の順位に基づき、年間表彰の対象となるシリーズレースの得点 (以下、シリーズポイントと言う) が付与される。熱海レースは往復の成績でシリーズポイントが決定する。
- 18.2 年間のシリーズレースが成立する為には、対象となる 19 レースの内、12 レースを完了することを必要とする。
- 18.3 年間のシリーズレースの順位は、対象となる 19 レースの内、上位 15 レースのシリーズポイントの合計で算出する。但し、年間のレース数が 15 以下の場合は、一番悪いシリーズポイントを除外した合計で算出する。
- 18.4 レース不参加艇は、当該レースに参加した HMYC 会員艇数プラス 5 のシリーズポイントが付与される。但し、その下限を 25 とする。
- 18.5 本部艇またはそれに準ずる運営艇の当該レースのシリーズポイントは、その艇の上位 14 レースの平均点とする。但し、年間のレース数が 15 以下の場合は、一番悪いシリーズポイントを除外した平均点とする。
- 18.6 レースは実施されたが不成立だった場合、参加艇には一律に参加艇数分のシリーズポイントが与えられる。(例: 20 艇参加の場合 20 ポイント)

19 安全規定

- 19.1 レースからリタイアする艇は、出来るだけ早い機会にレース委員会にその旨を伝えるなければならない。
- 19.2 レース中キャビン以外では本レースに適用される外洋特別規定の仕様にしたがった個人用浮揚用具を着用していなければならない。
- 19.3 常置場所が葉山マリーナ以外の艇 (外来艇) は、最初のレースの予告信号 5 分前ま



で本部艇に近寄り、チェックインをしなければならない。これが出艇申告となる。但し、艇長会議に参加している場合はこの限りでない。

19.4 小網代浮標回航レース、烏帽子岩回航レース、熱海レースは外洋特別規定2018-2019付則B及び「OSR国内規定」に加え、別途定めるHMYCコースタルレース安全規定を遵守すること。

19.5 本レースに適用される外洋特別規定の申告書及びHMYCコースタルレース安全規定の申告書は艇に保管し、レース委員会が求めた場合は提示しなければならない。

20 装備の交換

艇の安全、レーティングに影響を及ぼす艇体の改造、セールプランの変更、艀装品の変更を行った場合は事前に書面でその旨を申告すること。

21 装備と計測のチェック

艇または装備は、帆走指示書に従っていることを確認するため、レース委員会によっていつでも検査されることがある。

22 広告

艇は主催団体により選択され支給された広告を表示するよう要求されることがある。

23 運営艇

本部艇以外の運営艇（カメラボートを含む）は、葉山マリーナヨットクラブの添付2に示す運営艇用フラッグを掲揚する。

24 ごみの処分

艇から出たごみは海上で投棄せず、自艇で所持し続け、持ち帰り、陸上で処分しなければならない。（RRS 55の適用と付則L24の変更）

25 無線通信

25.1 どのような無線通信であっても、これを制限しない。ただし、規則 41 を変更するものではない。

25.2 レース委員会はVHF無線72chでリコール艇の通告等をおこなうことがある。ただしアナウンスの有無や内容については救済要求の根拠にはならない。（RRS62.1(a)の変更）尚、混信を避けるため他のチャンネルに移動する場合は、その時点で使用しているチャンネルで移動するチャンネル番号を通知する。

26 賞



Hayama Marina Yacht Club
<http://www.hmyc.or.jp/>

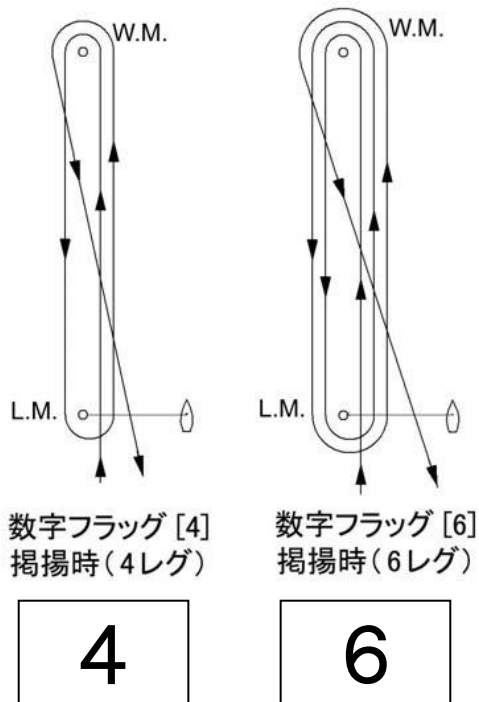
- 26.1 当該レース日毎に、順位に応じた賞が与えられる。
 - 26.2 年間のシリーズレースの1位～6位に賞が与えられる。
 - 26.3 クリスマスレガッタ(12月開催レース)を除く全レースに参加した艇に皆勤賞が与えられる。
 - 26.4 モデラートクラスには別に定める賞が与えられる。
- 27 責任の否認
- このレースに参加する競技者は、自分自身の責任で参加する。RRS 4『レースすることの決定』参照。主催団体(HMYC)は、レースの前後、レース中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。
- 28 保険
- 各参加艇は、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。
- 29 氏名と肖像の使用権
- 参加者は無償で主催者と大会スポンサーに陸上または海上でとられたレースに関する写真、録音、録画、及びそれらの複製品を、その裁量で永久に作成、使用、公開する権利を自動的に与える。

以上



Hayama Marina Yacht Club
<http://www.hmyc.or.jp/>

添付1 コース見取り図



添付2 運営艇フラッグ

